

医療法人三省会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。【次世代育成支援対策推進法】

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

令和 5年4月～ ・法に基づく諸制度の確認
・対象職員への説明及び対応

令和 6年4月～ ・会議、回覧等による周知・利用促進活動

目標2：離職者の削減・職員の定着に向け、検討会を実施し働き易い職場を目指す

<対策>

●令和5年4月～ 全体及び職種・部署毎のストレスチェック検査結果の分析

●令和6年4月～ 高ストレス項目の緩和に向けた方策の実施

●令和7年4月～ 実施した結果の検証